

妊婦歯科健診を町外で受診される場合について

☆ 町外で受診される場合は以下の手順になります。

1. 医療機関に予約後、初回のみ役場へ連絡してください。



2. 受診当日は、**受診票・母子健康手帳・歯ブラシ**を医療機関へご持参ください。



3. 受診後、費用を窓口でお支払いいただき、領収書・母子健康手帳・受診票を受け取ってください。



4. 後日、役場保健福祉課または各振興センターへ手続きにお越しください。

**必要書類：①受診票 ②妊産婦歯科健康診査費用助成申請書及び請求書
③領収書**

※ 申請時には必ず受診票と申請書をセットでお持ちください。(受診票がないと申請は受けられません。)

● 助成額について

1回あたり5,000円を上限に助成します。

(健診自体は、5,000円以内で受けられますので実質無料となります。)

● 留意事項について

助成は健診のみで、こちらの健診は保険との併用はできません。

健診の結果、治療が必要となった場合は保険を使って治療してください。